ファミサポだより 第38号



(令和5年4月発行)

別府市ファミリー・サポート・センターは、地域で子育て中の家庭を応援するため平成17年 に事業の実施を開始しました。

おねがい会員さんからの依頼を受けて、まかせて会員さんが子育て家庭に寄り添い、必要とされる内容に沿ってサポートしてくださることに、いつも感謝しています。これからも、地域の子どもたちを温かく見守り、成長を喜び合える活動が安全に続きますように、皆さまどうぞよろしくお願い致します。

また、令和5年4月1日より別府市ファミリー・サポート・センターでは、おねがい会員がファミサポを利用する際の利用料が減額し、援助活動を行ったまかせて会員に対しては、助成金を交付することになりました。詳細については、別府市役所子育て支援課もしくはファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

ファミサポ利用時の支払い金額に関するお知らせ

別府市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の改正により、令和5年4月1日 からおねがい会員がまかせて会員へ支払う報酬金額が以下のように変更となります。

令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
-------------	------------

援助活動の実施日	援助活動の時間	報酬基準額 (1時間当たり)	報酬基準額 (1時間当たり)
月曜日から金曜日まで。ただ し、国民の祝日に関する法律	午前7時から 午後7時まで	600円	500円
(昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。	上記以外の時間	700円	600円
土曜日、日曜日及び国民の祝日 に関する法律に規定する休日		700円	600円

援助活動を行ったまかせて会員への助成金について

別府市ファミリー・サポート・センター事業における援助活動を推進するため、令和5年4月1日から、援助活動を行った「まかせて会員」に対して助成金を交付します。

- ・助成金は、援助開始から最初の1時間までは、1人当たり300円とし、1時間を 超えた部分については、援助活動30分につき対象児童1人当たり150円とします。
- ・複数の子ども(兄弟姉妹に限る。)について同時に援助活動を行った場合は、 2人目以降の子どもに対する助成金の額は半額とします。
- ・助成金の交付には別府市ファミリー・サポート・センター援助活動助成金交付申請書 兼請求書を提出して下さい。

別府市ファミリー・サポート・センター

別府市荘園6組-5 TEL 27-1189 FAX 27-5556 メールアドレス berune@city.beppu.lg.jp

開館時間 9:00~17:30

休館日 月曜日(祝日の場合は変更となります)





ファミサポQ&A

- Q. 子どもを預かる場所はまかせて会員の自宅だけですか?
- A. まかせて会員の自宅だけでなく、支援センターなどの公共施設でも預かることができます。
- Q. 送迎の依頼で、誰もいない家に送ることはできますか?
- A. 預かったお子さんの安全を考えれば、おねがい会員の自宅であっても誰もいない家に置いていくことや兄姉に託していく事は好ましくありません。「大人から大人へ」の受け渡しをお願いしています。
- Q. 依頼をキャンセルした場合はキャンセル料が発生しますか?
- A. 援助活動前日までにキャンセルした場合、キャンセル料はかかりませんが、 当日の援助活動前であれば予定時間分の半額のキャンセル料が発生します。 約束した時間を過ぎてからのキャンセルは全額のキャンセル料となります。 (自然災害などで当日キャンセルする場合キャンセル料はかかりません。)
- Q. 家事や買い物などをお願いすることはできますか?

A. ファミサポでは、お子さんに関する事での援助は出来ますが、家事や買い物を代行することはできません。



みんなで子育で! 地域の幕

ファミサポってどんなところ?

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい人(おねがい会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員となって、有料で活動を行い地域で支え合う組織です。

※会員登録は無料です。

おねがい会員

市内居住、または市内の事業所に勤務している人で、概ね生後3か月以上、小学校6年生までのお子さんを育児している人。

登録には、お子さんも一緒に!! 会員となる方の顔写真(2.4×3cmを2枚)と 本人確認できるものが必要です。

※登録時には事業の説明と申込書記入の為に1時間程度 かかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

まかせて会員

市内に居住している心身ともに健康で、子育て支援に意欲の ある20歳以上の人。資格や経験は問いませんが、センターが 指定する会員養成講習会を受講した人。

養成講習会開催や事業説明会については、ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

両会員

おねがい会員とまかせて会員を兼ねることができます。 自分の子どもを預けるときもあるが、預かることもできるの で、子育ての時間を有効に活用できます。

♥ファミサポはこんな利用ができます♥

- ★保育施設・小学校・学童クラブの送迎
- ★子どもの習い事の送迎
- ★保育施設等の開始前や終了後の預かり
- ★保護者の外出やリフレッシュ時の預かり
- ★保育施設・小学校の休みの時の預かり
- ★行事参加のための預かり

など

利用料

- ・ 月~金曜日の7:00~19:00 1時間 ¥500
- ・ 上記以外の時間と土・日・祝日1時間 ¥600

その他、食事・交通費等実費については、おねがい会員が支払います。

利用料・実費は、援助活動終了時におねがい会員がまかせて会員に直接支払います。

ファミサポ利用の流れ

ファミリー・サポート・センター

おねがい会員

へ連絡します。

① 援助の申し込み

おねがい会員からセンター







まかせて会員

② 援助活動の依頼 センターからまかせて会員 へ連絡します。



③ 事前打ち合わせ

活動開始前には、おねがい会員・まかせて会員・アドバイザーが揃って、お子さんのことや、 サポート内容の確認など詳しくお話をします。

※お子さんも連れて来てくださいね。



Ļ

④ 援助活動(送迎・預かり)

事前打ち合わせで話し合った内容のみ、おねがい会員から直接まかせて会員に依頼することができます。その後援助活動の日時などをセンターへ連絡します。



⑤ 利用料の支払い

まかせて会員が報告書を作成し、双方で内容を確認した後、おねがい会員から 直接まかせて会員へ利用料を支払います。



⑥ 報告書・助成金申請書の提出

まかせて会員はセンターへ報告書と助成金申請書を提出します。それにより市からまかせて会員へ助成金が交付されます。

補償保険制度について

万一の事故に備えて、会員は「サービス提供会員傷害 保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「移動 サービス専用自動車保険」に加入します。

補償保険の保険料については別府市が負担します。

1. サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が保育を提供する為に自宅と保育園や子ども宅に往復途上事故により傷害を被った時の補償

2. 賠償責任保険

まかせて会員が、保育サービス提供中法律上の賠償責任が生じた場合の賠償金等を負担するもの

3. 依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間 に傷害を被った場合の補償

4. 移動サービス専用自動車保険

まかせて会員が自家用車を使用して送迎等を行っている 間の事故に対する補償

